

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2021年7月6日時点

～2021年7月5日

2021年7月6日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

附則（令和3年7月2日 D P S 第00802324号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月6日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニューは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニューとみなして取り扱います。

IoT Connect Mobile Type S

IoT Connect Mobile Type S

インターネット接続タイプ

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。